

令和3年6月15日に改正ストーカー規制法が一部施行されました

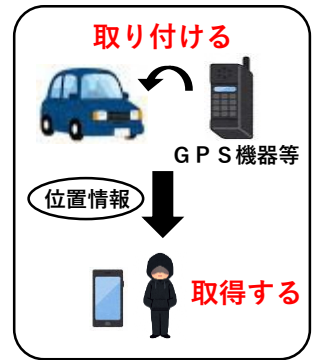
新たに以下の行為が規制対象となります。

① GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

- ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する**位置情報記録・送信装置（GPS機器等）**の**位置情報**を取得する行為
 - ▶ あなたの承諾なく、あなたの所持する物に**位置情報記録・送信装置（GPS機器等）**を取り付ける行為
- が新たに規制対象となります。

(例) ・あなたの自動車にひそかにGPS機器を取り付ける
・取り付けたGPS機器の位置情報をひそかに取得する

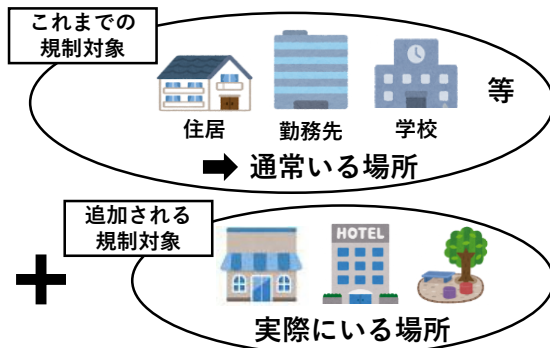
※ これらの行為の規制は、令和3年8月26日より施行されます。



② 実際にいる場所における見張り等

住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、あなたが**実際にいる場所**の付近において**見張る、押し掛ける、みだりにうろつく**行為が新たに規制対象となります。

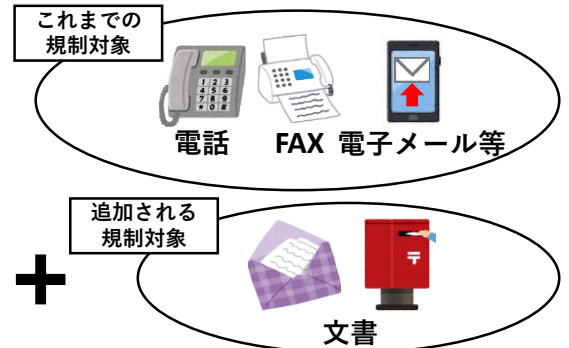
(例) ・あなたがたまたま立ち寄っていた店舗に押し掛ける
・あなたの旅行先のホテルの付近をみだりにうろつく



③ 拒まれたにもかかわらず、連続して、文書を送る行為

電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して、**文書を送る**行為が新たに規制対象となります。

(例) ・あなたの自宅や勤務先に毎日手紙を送る
・あなたの自宅の郵便受けに直接手紙を何度も投函する



- これらに該当する行為は、**警告・禁止命令等の対象**となります。
(反復して行った場合は、**ストーカー行為罪の対象**となります。)
- ストーカー行為は、次第にエスカレートして、**凶悪な犯罪に発展するおそれのある行為**です。
1人で悩まず、**早めに相談を**しましょう。

KSCCはストーカーの専門相談窓口で、被害者だけでなく、家族や加害者からの相談にも対応しています。



相談窓口

京都ストーカー相談支援センター (KSCC)

☎075-415-1124 (いいにじ) 24時間電話相談受付